省　令

○総務省令第三十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

総務大臣　金子　恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三において無線設備の条件が定められている地球局（以下「ＶＳＡＴ地球局」という。）（同条第三項に規定する無線設備を使用するものにあつては、一四・四GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に限る。） ［四～九　略］ ［2　略］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　電気通信業務を行うことを目的とする地球局 ［(1)～(3)　略］ (4)　設備規則第五十四条の三第四項に規定する技術基準 ［四　略］ 五　電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 ［(1)～(8)　略］ (9)　設備規則第四十九条の二十三の六に規定する技術基準 (10)～(17)　［略］ ［六～十二　略］	（特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三において無線設備の条件が定められている地球局（以下「ＶＳＡＴ地球局」という。）であつて、一四・四GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。） ［四～九　同上］ ［2　同上］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ ［(1)～(3)　同上］ ［新設］ ［四　同上］ 五　［同上］ ［(1)～(8)　同上］ ［新設］ (9)～(16)　［同上］ ［六～十二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。